

公 告

枕崎市分散型電源強化事業（P P A事業）について、公募型プロポーザルを行うので、次のとおり公告する。

令和5年2月9日

枕崎市長 前田 祝成

1 背景及び目的

枕崎市は、経済の地域内循環や脱炭素社会の実現を支える新たな地域エネルギー社会の創造を目指し、令和3年3月に枕崎市環境基本計画、令和4年6月に枕崎市分散型エネルギーインフラプロジェクトマスタープランをそれぞれ策定した。

本事業は、枕崎市環境基本計画及び枕崎市分散型エネルギーインフラプロジェクトマスタープランで示した方針を具体化するものである。

P P A方式により 施設への太陽光発電設備及び蓄電池設備等の導入、運転管理及び維持管理等を行い、事業終了後に撤去する。同施設の平常時の温室効果ガス排出の抑制、同施設のエネルギーコストの軽減、及び災害時のエネルギーの確保を目的とする。

事業の実施に当たり、各提案事業者の業務遂行に関する知見、技術、経験等を見極め、本事業を導入するのに最も適した事業者（以下「事業予定者」という。）を選定するため、公募型プロポーザル方式で募集する。

2 事業概要

(1) 事業名

枕崎市分散型電源強化事業（P P A事業）

(2) 事業場所

枕崎市分散型電源強化事業（P P A事業）仕様書のとおり

(3) 業務内容

枕崎市分散型電源強化事業（P P A事業）仕様書のとおり

3 実施条件

本事業に関する公募型プロポーザルは、解除条件付きの募集である。

(1) 本事業は、事業予定者による国の補助金の活用を条件とする。

(2) 想定する補助金は、環境省「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」であるが、補助率・補助額が同等以上の補助金の活用も可能とする。

(3) 枕崎市（運営管理を民間事業者へ委託している施設における受託事業者等）と事業予定者とのP P A事業導入に係る契約は、国の補助金申請の採択後に締結する。

(4) 事業予定者は、国の補助金を活用するにあたり、申請等について枕崎市と協議するとともに、申請書等の提出にあたってはあらかじめ枕崎市の承認を得ること。

(5) 事業予定者による補助金の申請が、令和5年度内に採択されなくなった場合、事業予定者は、本事業における事業予定者としての資格を失うものとする。

(6) 上記(5)により、参加者が資格を喪失した場合、枕崎市による参加者への補償

は行わない。

4 参加資格等

(1) 事業者の構成

単独の法人又は複数の法人によって構成された共同事業者（共同事業者を構成する法人は、単独で応募することができない。また、本事業に応募する他の共同事業者の構成員となることもできない。）。なお、応募申込みの受付期間終了後、共同事業者の構成員の変更及び追加は、原則として認めない。

(2) 参加資格

本プロポーザルの参加資格は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 日本国内に本社又は支社を有し、専門技術者等の十分な業務遂行能力及び適切な執行体制を有していること。

イ 企画提案書に基づく太陽光発電事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。

ウ 本事業と類似の事業履行実績として、過去5年度の期間において実績を有すること（実績の記載は5件まで可とする）。類似の事業とは、民間を含めたP P A事業を指すこと。

エ 本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。

- ・建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士
- ・第一種、第二種若しくは第三種電気主任技術者

オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。

カ 参加表明書の提出期限の日において、本市から指名停止措置を受けていないこと。

キ 法人税、地方税その他租税公課を滞納していないこと。

ク 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。

ケ 参加しようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び枕崎市暴力団排除条例（平成24年枕崎市条例第18号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う団体及び個人でないこと。

コ 枕崎市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱の規定に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。

(3) 費用負担

プロポーザル参加に関する必要な経費は、参加者の負担とする。

(4) 提案

参加者は、公募する全施設への提案のほか、一部の施設に限定して提案することができる。

参加者は、一つの施設に対して複数の提案をすることはできない。

提案及び見積もりは、施設ごとに区分することとし、複数の施設の事業費を合算して見積ることはできない。

(5) 配布資料（本市ホームページからダウンロードすること。）

- ① 公募型プロポーザル実施要領
- ② 仕様書
- ③ 様式第1～9号

5 日程

実施内容	日 程	様式
公表（ホームページへの掲載）	令和5年2月9日（木）	
質問書の提出期限	令和5年2月17日（金）	様式第8号
質問回答（ホームページへの掲載）	令和5年2月21日（火）	
各施設の現地確認期限	令和5年2月27日（月）	随時連絡のこと
参加表明書等の提出期限	令和5年2月28日（火） 午後5時15分必着	様式第1～4号 定款、財務諸表等
提案書、見積書の提出期限	令和5年3月14日（火） 午後5時15分必着	様式第5～7号、 提案書ほか一式
審査の実施（プレゼンテーション）	令和5年3月中旬～下旬	
選定結果の通知・公表	令和5年3月下旬	
契約の締結	令和5年度内	

※事前説明会は実施しない。

※「審査の実施（プレゼンテーション）」の日程詳細は、参加表明者に後日連絡する。

6 質問の受付

(1) 質問書の受付

- ア 提出書類：質問書（様式第8号）
- イ 提出期限：「5 日程」に記載のとおり
- ウ 提出方法：電子メールにより送信し、必ず着信を電話で確認すること。
- エ 提 出 先：kikakutyosei@city.makurazaki.lg.jp
（枕崎市企画調整課企画調整係 電話0993-76-1089）
- オ 回 答：文書回答（ホームページへの掲載）

7 書類の提出

(1) 提出期限：「5 日程」に記載のとおり

(2) 提出方法：持参又は郵送

※持参の場合、土日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

※郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

(3) 提出先：〒898-8501 枕崎市千代田町27番地 枕崎市企画調整課企画調整係

(4) 提出書類

内 容	部 数
①参加申請書（様式第1号）	正本1部
②共同事業体構成表（様式第2号）	正本1部
③会社概要（様式第3号）※パンフレット等企業概要・業務概要でも可	正本1部
④類似事業実績表（様式第4号）	正本1部
⑤企画提案書提出届（様式第5号）	正本1部
⑥提案書（任意様式、一施設ごとにA4縦片面印刷で編さん） ※別紙仕様書に示す3業務内容に関する提案を含むこと。	正本1部 副本15部
⑦見積書（様式第6号）	正本1部
⑧提出内容チェックリスト（様式第7号）	正本1部
⑨その他書類 ・定款又は寄附行為 ・財務諸表等参加者の直近の経営状況を確認できるもの	正本1部

※副本については、氏名、ロゴ等を伏せ、提案者の特定が出来る表現がないようにすること。

8 企画提案書の内容

別紙仕様書を参照のうえ、提案する施設ごとに以下の内容で作成すること。

(1) 事業の実施内容

ア 実施方針

提案の基本方針・概要・設備の平常時のシステム構成図等を記載すること。

イ 太陽光発電設備容量

各施設における想定設備容量（太陽光発電設備定格出力（kW））を検討すること。

ウ 蓄電池設備容量

各施設における想定設備容量（蓄電池出力（kW）及び容量 kWh））を検討すること。

エ 自家消費電力量及び温室効果ガス排出削減量

- ・各施設における想定自家消費電力量を検討すること。
- ・温室効果ガス排出削減量は、全施設における1年間の総量を算出すること。
- ・二酸化炭素排出量係数については、九州電力株式会社が公表する最新値を用いる。

オ 設備設置仕様

- ・太陽光発電設備の設置場所、設置方法（架台等）、検討において想定した設備仕様（寸法、重量等を含む）を記載すること。
- ・想定する設置場所、設置方法における J I S C 8955 に定められている荷重（風圧、積雪、地震等）に対する太陽光発電設備の耐荷重を、風速、積雪量、震度等を用いて記載すること。仕様書に別の定めがある場合、仕様書によること。
- ・太陽光発電設備の単位面積当たりの重量（基礎、パネル重量込み：単位 N / m² もしくは kg / m²）を記載すること。

カ 非常時・停電時に利用可能なシステム

以下の点を含め、非常時・停電時の利用方法を提案すること。

- ・非常時・停電時のシステム構成図
- ・非常時・停電時の利用、操作方法（特定負荷への供給の有無、停電時に必要な機器の操作及び配線作業の要否等）
- ・自立運転時に太陽光発電設備等から使用可能な出力（kW）

キ 自家消費料金単価及び発電設備導入前後の電気料金（参考見積）

- ・単価は事業期間中一定とし、枕崎市より提示した参考価格をもとに提案すること。
- ・電気料金の概算単価については、運転期間中における施設での枕崎市の負担として算出すること（運転期間最長 20 年間分の電気料金シミュレーション等、国補助金を合わせた額等も入れた場合の算出根拠を含む。）

ク その他独自提案

枕崎市の特性を踏まえた独自提案 環境教育に係る取組 その他温室効果ガス排出量の削減に有効な独自提案 太陽光発電設備による発電量や、温室効果ガス排出量の削減量を把握するための設備

(2) 事業実施体制

ア 事業実施体制図

イ 工事計画概要（設備導入工程表、実施体制（本業務に従事予定の総括責任者、担当者、予定技術者経歴書、資格証の写し等を記載）、事業フロー及び運転期間における維持管理等のスケジュール）

ウ 枕崎市内の業者の活用の提案

エ 運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画（定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等）、実施体制

オ 代表事業者の経営状況（5年間）貸借対照表、経常利益（もしくは営業利益率、流動比率、自己資本比率等）

カ 工事費、運転管理、維持管理及び撤去のための費用、資金調達を含めた事業資金計画

キ 故障、緊急時の対応体制図

ク 事業実施中のリスクに対する対策

損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること

ケ 事業実施に関する保証

設備の導入、運転期間中、撤去までに係るすべての保証

(3) チェックリスト

様記載をした事項に○をつけるとともに、項目の一部について抜粋して記載すること。

9 選定方法

- (1) 参加者から提出された書類について参加要件審査後、プレゼンテーションを実施し、契約の相手方となる事業予定者と次点者を選定する。
- (2) プレゼンテーションはオンラインで行い、一参加者につき提案時間を20分、質疑応答時間を10分とする。なお、必要に応じて電話またはEメールでヒアリングを行うことがある。
- (3) 参加者が1者となった場合は、審査の結果、一定以上の評価があれば、事業予定者とする。
- (4) 事業予定者が選定以後に、失格事項に該当すると認められた場合、本市と事業予定者による本業務委託締結交渉が不調となった場合または、都合により辞退した場合は、次点者と交渉を行う。

10 審査

提案書の審査は、施設ごとに次のとおり行う。

- (1) 審査員それぞれが100点満点で採点し、1位～3位までを順位づけし、審査員の順位数値（1～3）を足して平均化した値が最も1に近い者を事業予定者とし、次点の者を次点者とする。
- (2) 審査項目及び配点

評価項目		評価の視点	配点
技術提案	導入設備の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・技術提案の具体性及び妥当性 ・設備容量に関する具体案 ・CO2の削減効果 ・災害時、非常時の利用 ・エネルギーの有効活用に関する提案、電力の地産地消等 ・施設周辺への配慮（騒音・振動対策・安全対策等） 	20
実施体制	工事遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> ・実施体制 ・施工スケジュール 	30
	業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> ・メンテナンス計画 ・維持管理等の実施体制 	
	事業実施中のリスク対応	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施中に発生するリスクについて、対応できる提案となっているか 	
	事業実施に係る保証	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の導入、運転期間中、撤去まで対応できる提案となっているか 	
	長期契約における事業継続性についての保証	<ul style="list-style-type: none"> ・事業継続を保証できる提案となっているか 	

実績	会社概要	・財務状況等について、資金調達に問題がないか (経常利益・黒字年数・自己資本比率)	10
	類似実績	・過去に類似する施工実績があり、問題なく実施が見込めるか	
地域貢献	地域事業者の活用、 地域等への貢献	・地域貢献についての提案の有無とその妥当性 ・自治体の特性を生かした独自提案の有無とその効果の期待度	10
電気料金		電気料金がどの程度効率化されるか	30
		電気料金のサービス単価の算出方法	

(3) 審査の結果は参加者に文書で通知する。

11 契約締結

事業予定者の決定後、企画内容の充実を図るため提案内容に基づき契約条件等について枕崎市（運営管理を民間事業者に委託している施設における受託事業者等）と事業予定者と協議する。その後、事業予定者は、国の補助金申請を行う。その申請の採択後に契約を締結するものとする。

なお、事業予定者と協議が整わない場合や事業予定者が失格要件に該当した場合には、市は事業予定者との協議を打ち切り、次点者と交渉するものとする。

12 失格要件

次の事項に該当していることが判明した場合、その参加者を失格とする。なお、審査項目のいずれかにおいて著しく「不適」と判断された提案は、評点の如何にかかわらず失格とする場合がある。

- (1) 提出期限までに必要書類の提出がなかったもの。
- (2) 提出書類に不備、又は虚偽の記載があったもの。
- (3) 見積書の金額が、契約上限金額を超過したもの。
- (4) 提出された書類の提出期限後に見積書の金額訂正を行ったもの。
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合。
- (6) その他、本業務の遂行にふさわしくないと認められた場合。

13 その他

- (1) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (2) 提出された企画提案書の著作権は、参加者に帰属する。ただし、本市がこのプロポーザル審査その他本業務実施のために必要な範囲で、企画提案書が無償で複製し、使用することができるものとする。
- (3) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。
- (4) 選定結果について、異議申し立ては一切受け付けない。
- (5) このプロポーザルは、事業予定者の選定を目的とするものであり、事業内容について必ずしも提案内容に沿うものではない。

14 担当窓口

〒898-8501 枕崎市千代田町27番地

枕崎市企画調整課企画調整係

電話：0993-76-1089

E-mail：kikakutyosei@city.makurazaki.lg.jp（企画調整係共用）